

宗教法人浄光院永代供養墓規約

平成十八年二月一日

第一条(目的)

宗教法人浄光院は後継者のない檀信徒の菩提を末永く安らかに申うことを目的として一代一定期間のみ使用しつる永代供養墓を建立する。また、申込者の死後には継承者の有無にかかわらず浄光院住職が責任を持って遺骨の管理を行い、浄光院の存続する限り供養を執り行う。

第二条(名称及び事務所)

浄光院が付設する集合納骨施設名称は、浄光院永代供養墓 釈迦殿「じゃかでん」とし、事務所は、千葉県市川市中山三ノ十四 浄光院内に設置する。

第三条(管理運営)

当墓の管理運営主体は宗教法人浄光院とし、管理責任者は代表役員(浄光院住職)とする。

第四条(利用資格)

当墓を利用できるのは次の希望者とする。

- (一) 浄光院檀信徒
- (二) 一般希望者(仏教信者であれば以前の宗派は不問とする。ただし、申込後は浄光院の宗旨に帰依すること)

第五条(申込及び供養料)

利用は、生前申込み、遺骨受け入れのいずれも可とする。また供養料等は以下の通りとする。

- (一) 永代供養料は金七拾万円以上とする。
- (二) 永代供養料には墓誌刻字費のみ含まれる。
- (三) 契約後事情により契約を解除しても、永代供養料等の費用は返還しない。
- (四) 申込者は生前中のみ浄光院護持会に会費(年額一万二千円)を納入する。

第六条(供養など)

当墓の運営(供養規定)は以下のとおりとする。

- (一) 遺骨は十三回忌まで専用棚に安置し、以降は合葬墓にて合同供養する。
* 十三回忌以降も個別供養を希望する場合は相談の上決定する。
- (二) 永代供養の開始は、申込者死亡後(夫婦の場合は共に死亡後)からとし、永代供養の期間は、浄光院が存続する限り、永久に継続され執り行われるものとする。
- (三) 申込者は永代供養帳に記載され本規約受諾書と領収書を受領する。
- (四) 遺骨などは一切返還しない。
- (五) 現存する墓石並びに墓地の整理は申込者が行う。
- (六) 動物の焼骨など人骨以外は納骨できない。
- (七) 供養墓は貸与するものであり、申込者は供養墓を第三者に譲渡または転貸することはできない。
- (八) 申込者の意志を尊重し、申込者の事前申告を除き、申込者死亡後は申込者以外のいかなる要求も一切受け入らない。
- (九) 申込者は永代供養檀家としてお寺の行事に参加できる(参加は自由)。
- (十) 当墓には管理責任者の許可無く遺骨などの設置はできない。
- (十一) 本規約は浄光院住職の判断により改正される。
- (十二) その他、申込者は浄光院住職の判断に従う。

千葉県市川市中山三ノ十四

宗教法人浄光院

住職 緑谷一雄